(別表第3)補助対象経費

1 事業区分	2 補助要件	3 補助対象経費	4 補助基準額 5 補助	加率 6 補助限度額
若年層対策事業	・ひきこもり支援を ① (1)~(4)の事業を1つ以上行う者。ただし、総事業	事業実施に必要な報	知事が必要と認 10分の1	0 100万円
	通じて若年層の自殺:費が30万円を超える場合に限る。	酬、賃金(共済費を	めた額	
(1)対面相談事業	防止対策につながる	含む。)、給与、職		
(2)電話相談事業	事業であること。	員手当等、報償費、		
(3)人材養成事業	② (1)の事業の実施とあわせて、その一環として以下の要	旅費、需用費(食糧		200万円
(4)普及啓発事業	・(1)及び(2) 件を満たすひきこもりの人の居場所を運営する者	費を除く。)、役務		
	を行う者については	費、使用料及び賃借		
	相談への対応を行う ア ひきこもりの若者(概ね40歳未満の者)又はその家族	料、工事費(若年層		
	とともに、地域のひ(この項において「当事者等」という。)が、居場所及び	対策事業に係る電話		
	きこもり支援関係機 家族の会等の活動の継続的な参加者として当該任意団体等	相談事業に必要な電		
	関などへのつなぎ支 に登録している者を5人以上有すること。	話回線の工事に伴う		
	援を行うこと。	ものに限る。)、備		
	イ 前号の居場所を原則として週4日(1日4時間以上)以上	品購入費、委託料		
	・地域のひきこもり 開設すること。	(上記の経費に限		
	支援関係機関との連	る。)、負担金		
	携体制を整えるこ ウ 第1号の居場所には管理者を常時1人以上配置すること。			
	と。			
	エ 第1号の居場所の開所時間、利用者及び管理者等を記載			
	した日誌及び当事者等の居場所の利用実績並びに支援を			
	行った者のケース記録を備え、4半期ごとに知事に報告す			
	ること。			

(注) 国庫負担(補助)制度又は他の県単独補助制度により、既に当該事業の全部又は一部について負担又は補助が実施されている事業 は、補助対象外とする。